

6. 個人住民税における住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響によって、取得した家屋への入居が遅れたことにより、住宅ローン控除の適用要件を満たさなくなった場合であっても、**代わりにの要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減税措置が受けられます。**

【弾力化される要件①】

控除期間を13年間に延長する特例の対象となる住宅を取得した個人が、**令和2年12月31日までに入居**できなかったため、特例適用の要件を満たさなくなった場合



一定の要件のもと、**居住開始期限を令和3年12月31日までに延長。**

※令和3年度税制改正により、コロナによる入居遅延に関わらず、居住開始期限を**令和4年12月31日までに再延長。**

【弾力化される要件②】

既存住宅を取得し、取得後に行った増改築工事が遅れたため、**取得の日から6か月以内**に入居できず、住宅ローン控除の要件を満たさなくなった場合



一定の要件のもと、居住開始期限を増改築等に係る工事の**完了後6か月以内に延長。**